

# 令和8年度 なかくふれあい助成金 区分一覧及び財源について

別表

助成名称	助成区分	配分対象事業種別	助成条件等		助成上限額 (1万～)	財源	備考
			回数	人数(1回)			
なかくふれあい助成金(よこはまふれあい助成金)	要 援 護 者 支 援 区 分	集いの場活動 ①サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ等 ②会食会・こども食堂・地域食堂 ③若者支援(フリースペース・居場所づくり・学習支援) ④子育て支援活動(支援者が主催する活動)	年72回以上(月6回程度)	10名以上	400,000	【横浜市社協】 ①横浜市社協基金 ②横浜市社協善意銀行 ■ 【中区社協】 ③共同募金会 共同募金・年末たすけあい配分金 ④中区社協善意銀行	
			年48回以上(月4回程度)	10名以上	300,000		
			年36回以上(月3回程度)	10名以上	180,000		
			年20回以上(月2回程度)	5名以上	120,000		
			年10回以上(月1回程度)	5名以上	80,000		
			年6～9回	5名以上	50,000		
			新規立上げ(年度内3か月以上活動必要)	5名以上	40,000		
		家事・生活支援活動 ①住民同士のたすけあい活動(介護保険事業を除く。(例)調理、掃除、草取り、子どもの一時預かり、送迎、買い物等の家事・生活相談を受け対応する活動) ②相談支援・傾聴活動※施設訪問して行う傾聴活動は福祉のまちづくり区分 ③電話相談	年800回以上/月84回程度		400,000		
			年500回以上/月42回程度		300,000		
			年100回以上/月9回程度		160,000		
			年50回以上/月5回程度		80,000		
			年30回以上/月3回程度		50,000		
		配食活動 定期的にご利用者宅に食事を届けると共に、見守りを行う活動等	年60回以上(月5回程度)	10名以上	400,000		
			年48回以上(月4回程度)	10名以上	300,000		
			年36回以上(月3回程度)	10名以上	240,000		
			年20回以上(月2回程度)	10名以上	160,000		
			年10回以上(月1回程度)	5名以上	80,000		
			年6～9回	5名以上	60,000		
	新規立上げ(年度内3か月以上活動必要)		5名以上	40,000			
	送迎活動 道路運送法79条に基づく登録団体および無償で活動を行う団体が行う車輦による送迎活動	年間延べ1000回以上		350,000			
		年間延べ500回以上		300,000			
		年間延べ100回以上		250,000			
		新規立上げ(年度内3か月以上活動必要)/月平均10名以上		40,000			
	障 害 児 者 支 援 区 分	障害児者支援活動・当事者活動 当事者団体および家族会、支援者団体が実施する事業が対象*福祉バス利用は対象外 ①余暇支援事業・青年学級 ②リハビリ目的等の集い事業 ③障害者スポーツ ④訓練会	年48回以上(月4回程度)	10名以上	300,000		
			年36回以上(月3回程度)	10名以上	180,000		
			年20回以上(月2回程度)	5名以上	120,000		
			年10回以上(月1回程度)	5名以上	80,000		
			年6～9回	5名以上	50,000		
新規立上げ(年度内3か月以上活動必要)		5名以上	40,000				
宿泊・日帰りハイク活動 当事者及び家族会、訓練会が企画する事業 ※家族のみの活動、福祉バス利用は対象外	当事者参加人数/5名以上		50,000				
視覚・聴覚障害者支援 手話サークル、聴覚障害者支援事業(要約筆記支援等)、視覚障害者支援事業(点訳・音声訳・誘導等)	要件なし		50,000				
福 祉 の ま ち づ く り 区 分	①布おもちゃ ②セルフヘルプグループ(家族会、介護者の集い、難病・患者会、依存症の会) ③外国人支援(日本語教室、国際交流) ④おもちゃドクター ⑤本の読み聞かせ ⑥車いすダンス ⑦防災関連事業(地域防災拠点訓練除く) ⑧地域住民交流(お祭り、運動会等) ⑨自然環境活動 ⑩福祉情報紙 ⑪福祉に関する啓発・勉強会・公開講座 ⑫子育て支援事業(支援者以外が行う自主的な活動) ⑬施設・病院支援ボランティア(施設内での傾聴ボランティア含む) ⑭「要援護者支援区分」および「障害児者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動等 ※①⑬は人数要件なし	年6回以上	5名以上	40,000			
		年1～5回	5名以上	30,000			
健 康 増 進 区 分	①高齢者の健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	年3回以上	5名以上	10,000			

※新規立上げ区分は令和8年12月18日(金)まで申請可能

## ※中区社会福祉協議会助成金

助成名称	配分対象事業	助成条件等	助成上限額 (1万～)	財源	備考
中区社会福祉協議会助成金	障害者作業所、および地域活動ホーム・センター、グループホーム等が行なう単発事業への助成 生活上必要な備品の購入、または設備等の設置・修理	購入品目は1点、修理等も1件に限ります。 同一目的の備品でも、抱き合わせでの申請は不可。	50,000	【中区社協】善意銀行	◆備品・設備等は団体共有の資産として帰属されることが前提 ◆当区分は翌年度への繰越は不可